

ルール・マナーを守っていますか？

下記の行為等は、道路交通法や条例により禁止されています！



スマホを操作しながら運転



イヤホン等を使用し、音楽を聴きながら運転



信号無視



飲酒運転



無灯火運転



傘さし運転



二人乗り



一時停止



これらはすべて違反です!!

お問い合わせは

自転車条例 滋賀 [検索](#)

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL: 077-528-3682 FAX: 077-528-4903

自転車を安全に利用するために!

身につけよう！安全な乗り方

自転車も
車の仲間だよ！
交通ルールを
守ってね！



キャッキー
2025 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
マスコットキャラクター

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

- 自転車の運転者たるまゝの振舞を心がけよう。
- 保護者たる子供たる運転者用ヘルメットを被らせる。
- 自転車の運転者たるまゝの振舞を心がけよう。
- 自転車の運転者たるまゝの振舞を心がけよう。
- 自転車の運転者たるまゝの振舞を心がけよう。



規定 道路交通法第63条の11

5

- 自転車を「車の仲間だよ！」と見なす。
- 酒気帯び自転車運転违法行为(運転者)



規定 道路交通法第65条第1項

4

- 荷物（又は反射器材）をつけて運転する。
- 自転車で道路を走る時は、前輪に太さ20mm以上の



規定 道路交通法第52条第1項、
第63条の9第2項、
第17条の2

3

規定 道路交通法第63条第1項、
第36条第3項、
第7条

- 信号を守りましょう。
- 止まることで他の車両の通行を妨げない。
- 信号を守りましょう。



規定 道路交通法第7条

2

- 上記の標識がある場所では、自転車を運行する
- ことが可能。
- 歩行者を優先し、安全な速度で運転す



規定 道路交通法第42条

1

- 自転車は車両です。原則車道の左側を通行



規定 道路交通法第17条第1項、
第18条第1項、
第44条第2項、
第55条第2項

1

規定 道路交通法第17条第1項、
第36条第3項、
第7条

- 交通事故の多い「赤信号無視」や「一時停止違反」など、自転車の重大な原因となることがあります。
- 自転車は車両として「車両」で、自転車を「安全・快適・便利」に利用しましょう。



自転車安全利用五則



自転車に乗る前に…

人の身を守るためにも、自分の身を守るためにも、自転車の安全点検はとても大切です。
自転車に乗る前に、必ず次の項目をチェックしましょう。



ハンドル	前輪と直角に固定されていますか？
サドル	適度な高さに固定されていますか？
ブレーキ	前輪・後輪ともよく効きますか？
ライト	点灯しますか？明るいですか？
タイヤ	傷や穴はありませんか？溝と空気は十分ですか？
反射器材	付いていますか？後方からよく見えますか？
ベル	よく鳴りますか？
全体	車体の破損や、チェーンのたるみ、ペダルの曲がりなどはないですか？

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

平成28年2月26日施行

自転車損害
賠償保険の
加入義務
(平成28年10月1日施行)

自転車の点検
整備および
防犯対策
(防犯登録、施錠)

幼児・児童・
生徒・高齢者の
ヘルメット
着用

自転車道路
環境の整備

自転車での高額賠償事例

自転車を運転していて交通事故を起こし、相手方に怪我を負わせるなどすれば、
刑事責任や民事責任といった社会的責任を問われることになります。



小学5年生の児童が乗った自転車が
歩行中の女性に衝突。女性は頭などを
打って意識不明の重体となった。

損害賠償金額
9,520万円
(平成25年 神戸地裁)

男子高校生が運転する自転車が車道
を斜めに横断し、対向車線を自転車で
直進してきた男性と衝突。被害者は重
大な障害が残った。

損害賠償金額
9,266万円
(平成20年 東京地裁)



女子高校生が夜間、携帯電話を操
作しながら無灯火で走行中、前方を
歩行中の女性と衝突。女性には重大
な障害（手足がしごれて歩行が困難）
が残った。

損害賠償金額
5,000万円
(平成17年 東京地裁)



自転車乗用中はヘルメットを かぶりましょう！

死亡事故の際、
負傷部位は頭部が多くなっています！



ヘルメットを着用していない場合、着用時と
比べて致死率は2倍以上！

平成28年10月1日より

自転車保険の加入義務化！

自転車保険に加入していますか？



【日常生活での賠償保険等の種類】

自転車保険の種類		保険の概要
責任 任人 保 賠 償 保 険 自 動 車 火 災 傷 害	自転車保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共済		全労済、県民共済など
保 団 險 體	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口の保険
TSマーク付帯保険		自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険

自転車事故の損害を補償する保険に加入しましょう。

令和2年
10月1日から

お子様の自転車利用にかかる保険加入については、
保護者に対して義務付けました！



歩車道の区別のない道路において傘
を前に傾けてさし、前方が見えない状
態で片手ハンドル無灯火で走行中、傘
をさして歩行中の女性に接触して転倒
させ傷害におよんだ。

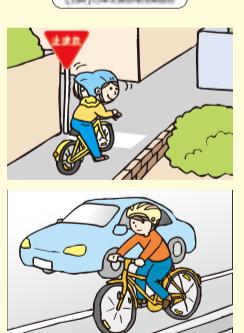
損害賠償金額
211万円
(平成8年 東京地裁)

自転車交通安全 ○× クイズ

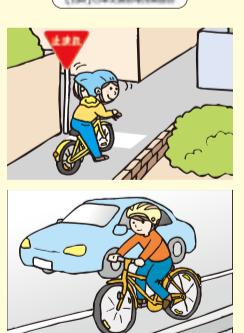
Q1 体に合った自転車は、サドルにまたがったとき
に両足の先が地面に着くくらいが良い。



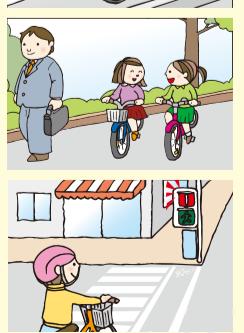
Q2 TSマークは、自転車安全整備士により点検・整
備された証で、有効期間1年間の自転車損害賠
償保険が付帯する。



Q3 一時停止の標識は自動車が守らなければなら
ないものなので、自転車は止まらなくてもよい
が、安全確認は必要である。



Q4 自転車は、車道の左側を走らなければならない
が、車道外側線の外側であれば車道の右側も
走ることができる。



Q5 13歳未満の子どもは、歩道を自転車で走るとき
並進して（2列に並んで）走ることができる。

Q6 自転車で横断歩道を渡るときは、必ず自転車か
ら降り、自転車を押して渡らなければならない。